# 日本国際地図学会機関誌「地図」投稿規程

平成16年2月3日改正

「地図」(JournaloftheJapanCartographersAssociation)は、日本国際地図学会(以下「本学会」という。)の機関誌で、原則として年4回発行する。「地図」は、学会会則第4条に示される本学会の目的、すなわち「地図学の発達、普及を推進するために、研究者の連絡、提携を図り、地図学の理論および地図の編集、製図および印刷などの技術向上に資するとともに、地図学発達史、読図、地図の利用、地図教育などの各分野の発展に寄与すること」にふさわしい論文等のほか、学会員に対する情報提供のための記事を掲載するものであり、地図学におけるわが国の代表的な学術誌となるものである。

この実現のため、編集委員会は、以下の規定にもとづき、「地図」に対する論文等の投稿を募集する。

#### 1.投稿原稿の条件

「地図」に掲載される投稿原稿は,上記の趣旨にふさわしい内容を備えたものとする。

### 2. 著者の資格

投稿原稿の著者は本学会の会員とする。複数連名で 投稿する場合は、そのうちの少なくとも1名が本学会 の会員でなければならない。ただし、編集委員会が投 稿を依頼した原稿についてはこの限りではない。

#### 3.投稿原稿の種類および長さ

投稿を受け付ける原稿の種類および長さは,次のとおりとする。指定した長さを超える原稿の掲載は,編集委員会が特に認めた場合に限る。

- 1) 総説・展望:ある主題について,これまでの知識を集大成し,あるいはこれまでの研究成果を分析し, その歴史,研究の現状,将来の展望などについて総括的にまとめたもの。刷り上がり 16 ページ以内。
- 2) 原著論文:著者自身による独創的な研究成果をまとめたもの。刷り上がり16ページ以内。
- 3) 報告:原著論文とするには至らない研究報告または事例報告など。刷り上がり12ページ以内。
- 4) 資料:地図に関するデータ集,史料の紹介,技術解説など資料的に価値があり本学会会員の参考とな

るもの,または関係する各種集会の報告およびこれらに類するもの。刷り上がり20ページ以内。

- 5) 討論:「地図」に掲載された上記 1) ~ 4)の原稿に 対する批判,反論など。刷り上がり6ページ以内。
- 6) 書評・紹介:書籍その他の文献,地図(電子ファイル形式のものを含む),空間表現に関するソフトウェア等の紹介,批評。著者・作成者自身や関係者による紹介であっても,「地図」にふさわしく書かれたものであればかまわない。刷り上がり2ページ以内。
- 7) ニュース:地図に関連のある事項についての最近 の話題,学・官・業界の動向その他の情報。刷り上 がり2ページ以内。
- 8) 随想・意見:地図に関連することがらについての 考え等を自由に述べたもの。刷り上がり4ページ以 内。
- 9) その他,特集号における巻頭言,総会・定期大会 等における特別講演要旨など,編集委員会が必要と 認めたもの。長さは編集委員会がそのつど指定する。

### 4. 既発表著作物との関係

投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、既発表の著作物と内容的に重複するものであっても、「地図」にふさわしく書き直されたものは投稿可能とする。また、「ニュース」の場合は、既発表のものと同一であってもかまわない。

# 5. 英文・和文要旨, キーワード等

和文の原稿を投稿する場合,総説・展望および原著 論文には,英文の表題,著者名および要旨を添える。 報告,資料,討論および随想・意見には英文の表題お よび著者名を添え,できれば要旨も添える。また,と もに,原稿中の図・表・写真の標題にも英文を添える ことが望ましい。

和文以外の言語で書かれた原稿には,和文の標題および要旨を添えることとするほか,その他の取扱いについては,そのつど編集委員会が定める。

総説・展望,原著論文,報告,資料および討論には, キーワードをつける。

## 6.投稿原稿の書き方

投稿原稿は、編集委員会が定める「投稿原稿執筆の 手引き」に従ったものでなければならない。

他の著作物から複製・転載するものが含まれている 場合,著作権に係わる問題や法令上の手続きは,著者 自身があらかじめ処理しておく。

### 7.投稿の方法

著者は,下記のものを本学会事務局へ提出することによって投稿する。ただし,図や写真を使用しない原稿については,下記に相当する内容の電子メールを送付するだけでもよい。

#### 1) 別記様式の送付状

2) 次の , の少なくともどちらか一方。

A 4 用紙を用いた原稿(図,表,写真のコピーを含む)2部

原稿を収録したフロッピーディスク等の電子媒体。図,表,写真は電子媒体に収録しなくてもよいが,その場合はその図,表,写真のコピー2部を別に添えること。

図・表・写真の正本,原稿(文章部分だけ,または図,表,写真を含む原稿)を収録した電子媒体等について編集委員会から要請があったときは,著者はすみやかに提出すること。

# 8.投稿原稿の審査および採否の決定

編集委員会は、投稿された原稿がこの規程に沿った ものであるか否かを審査し、掲載の可否を決定する。 その際、総説・展望、原著論文、報告および討論の原稿については、審査の参考のため、原則として2名以上の査読者に査読を依頼する。その他の原稿については、必要と判断される場合は1名以上の査読者に査読を依頼する。

編集委員会は,採否を決定する前に,著者に対し, 査読者の意見その他の理由を明示し,期限を定めて原 稿の修正を求めることができる。また,編集委員会は, かな使いなど軽微な点について,原稿を修正すること ができる。

掲載が決定された原稿のうち総説・展望 原著論文,報告,資料および討論には,投稿の受け付け年月日(原稿が事務局に到着した日)および受理年月日(掲載が決定された日)を明示する。書評・紹介,ニュースおよび随想・意見については,受理年月日を明示する。

編集委員会は、掲載不可と決定した原稿については , その理由を明らかにした文書を著者に送る。

#### 9.掲載順序

掲載が決定された原稿の掲載順序は,特集号を除き,原則として3.に示す原稿の種類順およびその受理の順とする。ただし 9)の原稿についてはその限りではない。

#### 10.掲載原稿の体裁

掲載が決定した原稿の印刷の体裁は、編集委員会が 決める。アート紙の使用,カラー印刷などについては, 著者の申し出があり、編集委員会が特に認めた場合に 限り認められる。

#### 11.校正

初校は著者が行う。その際,原則として原稿の内容の追加・修正を行うことはできない。著者校正は速やかに行う。校正刷り送付後2週間以内に校正稿が返却されない場合は,著者校正を省略する。

再校は,初校時の指摘箇所のみを対象とし,編集委員会が行う。

#### 12.原稿の返却

掲載された原稿の図・表・写真正本および原稿を収録した電子媒体は,あらかじめ著者より申し出があった場合返却する。

### 13.別刷

総説・展望,原著論文,報告,資料,討論および随想・意見については,著者の申し出があった場合,著者用の別刷を作成する。

## 14.掲載された記事の使用

投稿により「地図」に掲載された記事の著作権は著者に属するが,本学会はその活動のため記事を自由に 使用することができるものとする。

# 15.著者の費用負担

次の場合(編集委員会の依頼による場合を除く)の 費用は,著者が負担する。その金額は,1)については 著者が本学会に納付し,それ以外については印刷時点 での実費額を著者が印刷業者に直接支払うものとす る。

- 1) 3.に定める長さを超える原稿を特に掲載する場合,超過分1ページごとに2万円。
- 2) アート紙の使用,カラー印刷など,通常の印刷形態と異なる方法を用いる費用。
- 3) 本文について手書きの原稿を提出する場合,その電子ファイル化の費用。
- 4) 校正段階での原稿の追加・修正のために生じた印刷費の増加分その他の費用。
- 5) 別刷作成費用。

# 16.添付地図

原則として,毎号の「地図」には,「添付地図」として紙の地図または地図に関連する電子ファイルをCD-ROM 等の電子媒体に収録したものを添付する。本学会の会員は,これにふさわしいと思われるものまたはその概要がわかるものおよびその趣旨を説明する文書(200 字程度)を編集委員会に提出し,添付地図の提案をすることができる。

添付地図は,原則として非売品または容易に購入できないものを対象とすることとし,その採否は編集委員会が決定する。

「地図」の当該添付地図を添付する号には,添付地図の目的,内容,作成方法,特徴などを説明したり,評価したりする総説・展望,原著論文,報告または資料を掲載する。これは,上記の提案者または編集委員会が依頼する者が執筆するものとする。

経費節減のため,当該地図等の作成時に同時に「地図」添付地図分の作成も行えることが望ましい。このため,添付地図の提案者は,提案の時期を逸しないように努めるものとする。

### 付 則

- 1 .この規程の改正は ,常任委員会の同意を得て行う。 2 . この規程は , 平成 16 年 2 月 3 日から実施する。
  - なお,実施の日以前に投稿されていた原稿について の扱いは,従前の例による。